



じょうりんちゃん

お問い合わせは 国保医療課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4038 FAX(56)3999へ

医療費分析のお知らせ

市では、みなさんの健康管理に役立てていただくため、国民健康保険に加入されているみなさんの医療費に関するデータを基に、受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析」を実施しました。その分析結果から「生活習慣病に係る医療費等の状況」についてお知らせします。

生活習慣病に係る医療費等の状況

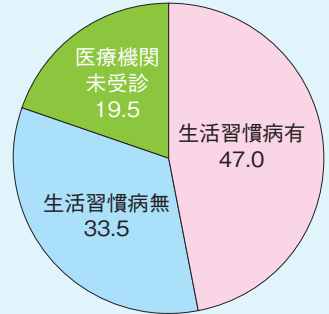
令和3年度診療分の被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況は、生活習慣病あり47.0%、生活習慣病なし33.5%、医療機関未受診19.5%となり、生活習慣病を有している人が被保険者全体の約5割を占めています。(図①参照)

また、生活習慣病における疾病別医療費の割合は、腎不全24.6%、糖尿病19.8%、高血圧性疾患15.8%、虚血性心疾患12.4%、脂質異常症11.3%の順に高くなっています。(図②参照)

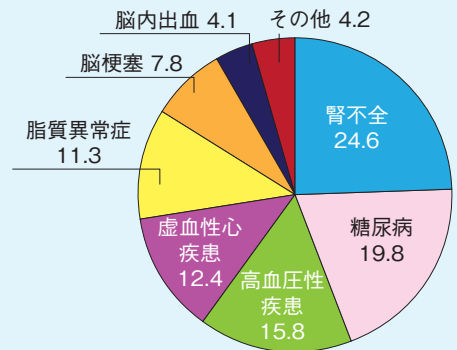
疾病別1人当たりの医療費は、くも膜下出血が圧倒的に高くなっています。(図③参照)

特定健診受診状況別の生活習慣病患者1人当たりの医療費は、入院・入院外ともに健診未受診者の医療費が多い結果となっています。(図④参照)

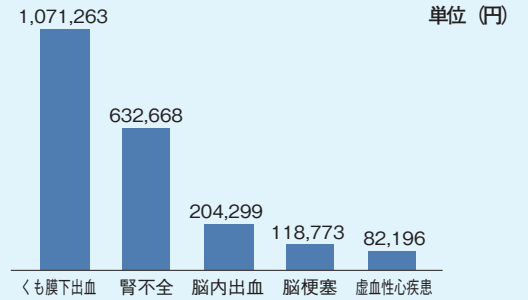
【図①】被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況



【図②】生活習慣病疾病別医療費の状況



【図③】疾病別1人当たり医療費(上位5件)



【図④】生活習慣病患者1人当たり医療費

健診有無	入院	入院外	合計※1
健診受診者	42,620	77,118	79,699
健診未受診者	95,950	85,834	93,954
合計※2	75,077	81,512	86,914

※1 入院、入院外の区別なく集計した場合
※2 健診受診有無の区別なく集計した場合

生活習慣病は重症化してしまうと体に大きな負担となり、医療費も急増します。
毎年1回の特定健診を必ず受診し、かかりつけ医の指導を受けて、早期の治療・予防に努めましょう!

国民健康保険料について

国保料(特別徴収分)の仮徴収について

令和5年度の国民健康保険料(国保料)の年金からの仮徴収は、4月支給分から始まります。
対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料仮徴収額通知書」を送付します。

3月末までに届出をした場合、6月以降支給分の特別徴収を中止できます。

国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などの短期被保険者証の交付になります。

国保料の減免

国保料の納付が困難で次のような状況の人は、国保料を減免できる場合があります。必ず納期限内に、国保医療課にご相談ください。

- 災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人
- 所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人
- 雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年所得が前年所得に比べ減少している人
- 給付制限を受けている人(例・拘留所などに拘禁されている人)
- 申請月以降に納期限が到来する国保料の所得割が対象です(給付制限を除く)

新型コロナウイルス感染症の影響による国保料の減免

次の要件を満たす人は国保料を減免できる場合があります。

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入について、以下の①②③の全てに該当する世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入について、以下の①②③の全てに該当する世帯

会社都合で退職された人へ

収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである
② 前年の合計所得金額が1000万円以下である
③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である
※詳しくは市ホームページをご覧ください

△減額の対象となる国保料

- ① 非自発的理由により退職した国保加入者
- ② 失業時65歳未満の人
- ③ 「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に11・12・21・22・23・31・32・33・34と記載のある人

所得のない人も申告を

所得税や市・府民税の申告義務がない人も国保での所得申告が必要から申告書を送付しますので、必ず4月21日(金)までに申告してください。

者証・雇用保険受給資格者証を持参の上、国保医療課へ申請してください。

図⑤ 自己負担限度額
○70歳未満の人の場合

Table with columns: 所得区分, 総所得金額等(※1), 区分, 3回目まで, 4回目以降(※3). Rows include 住民税課税世帯 (ア, イ, ウ, エ) and 住民税非課税世帯 (オ).

○70歳以上75歳未満の人の場合

Table with columns: 所得区分, 外来(個人ごと), 外来+入院(世帯ごと). Rows include 現役並み所得者 (Ⅲ, Ⅱ, Ⅰ), 一般, 低所得者 (Ⅱ, Ⅰ).

- ※1 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」
※2 所得の申告がない場合は、901万円超の限度額が適用されます
※3 過去12か月で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合
※4 世帯収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含む
※5 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります(外来のみで限度額超過の場合は回数に含みません)

高額療養費の申請について
1か月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額(図⑤参照)を超えたとき、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。

従来この支給を受けるためには領収書の持参が必要でしたが、令和3年1月診療費の申請から、その超えた金額が、高額療養費として支給されます。

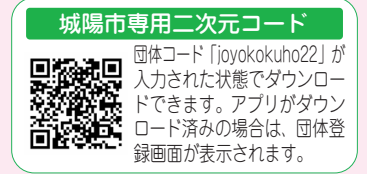
以降分については、一度手続きをすると、その後の高額療養費の支給対象になったものは自動的に指定の口座に振り込まれます。対象者には国保医療(老人医療)などの償

課から申請の案内を送付しています。
※自動払戻を適用できるのは、国民健康保険の高額療養費のみが対象であり、福祉医療(老人医療)などの償

健康マイレージ事業実施!

国保加入者に楽しく健康づくりをしてもらうために、スマートフォンのウォーキングアプリ「aruku&(あるくと)」を利用した事業を来年度も実施します。

アプリの中で城陽市国保の団体登録を行い、イベント(年3回実施)で目標をクリアすると、城陽市独自の特典が抽選でもらえます。団体コード「joyokokuho22」を入力し、登録をお願いします。



※団体登録はどなたでも可能ですが、特典がもらえるのは国保加入者のみです。楽しく歩いて健康づくりに役立てましょう!

柔道整復師へは正しくかかりましょう

柔道整復師(整骨院・接骨院)での施術は、被保険者証が使える場合と使えない場合がありますので、次の内容を参考に受診してください。

- 被保険者証が使える場合
○外傷性のねんざ、打撲
○医師の同意がある場合または応急処置である場合の骨折、脱臼の施術

- 被保険者証が使えない場合
○日常生活における単純な肩凝り、腰痛など
○病気による凝りや痛み
○症状の改善がみられない長期の施術
○スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

特定保健指導を実施中

今年度、特定健康診査または城陽市国保の人間ドックを受診した人のうち、その結果から保健指導が必要と判定された人には、市から「特定保健指導」の案内を送付しています。生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。

また、保健センターで健康相談(要予約)や訪問指導も実施しています。特定保健指導に該当しない人もお気軽にご相談ください。

第三者行為は届出を

交通事故などが原因で(第三者行為といいますが)けがや病気になったとき、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

マイナンバーカードの被保険者証利用について

マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになります。利用するには、(1)マイナンバーカードで利用申し込みが済んでいることおよび(2)利用できる医療機関・薬局であることが必要です。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

一部負担金の減免について

国保被保険者が、特別な理由のため医療機関での一部負担金を支払うことが困難な場合は、減免できる場合があります。国保医療課でご相談ください。

令和5年度の間ドック補助について
令和5年度の間ドック受診補助申込を4月12日(水)から開始します(定員制ではありません)。詳しい内容は今後の広報じょうように掲載予定ですので、内容をご確認の上、お申し込みください。

還付金詐欺にご注意ください!

市や日本年金機構などの職員を名乗り、ATMから振り込みをさせる事案が発生しています。市では国保料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、電話で返金をお知らせすることはありません。

不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

- ①慌てず、本人や関係行政機関に連絡する
②ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う
※不審な電話がかかってきたら、次の関係機関にお問い合わせください

消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110

国保加入・喪失の手続き

国保に加入する場合は、他の健康保険の資格喪失後14日以内に届出がないと、届出日から健康保険の給付が受けられません。また、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼって(最長2年)国保料を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

国保から他の健康保険に加入した場合も必ず届出をお願いします。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に感染している(感染疑い含む)国保被保険者または後期高齢者医療被保険者で、療養のため勤め先を休み給与収入が減少している人は、傷病手当金を受給できる場合があります。詳しくは市ホームページまたは京都府後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください

Table with columns: 国保をやめるとき, 国保に入るとき, その他. Rows include 生活保護を受けなくなったとき, 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき, 外国人が入るとき, etc.